

知っていますか？

野外焼却の禁止!!

廃棄物（ごみ）の野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部例外を除き、禁止されています。

●なぜダメなの・・・？

野外焼却は、煙の臭いや灰による洗濯物への汚れなど周囲の迷惑になります。また、火災やダイオキシン類の発生原因にもなると言われています。

●もし、違反したら・・・？

違法に野外焼却をした場合は、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はその併科に処せられる場合があります。

●どうすればいいの・・・？

家庭から出る廃棄物（ごみ）は、燃やさず、決められた日に決められた場所へ分別して出しましょう。

■焼却禁止の例外規定

例外となる焼却方法	具体的な例
■国又は地方公共団体がその施設を管理するために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
■震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
■風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事
■農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、あぜ草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
■たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー ※軽微なものとは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことをいいます。

★焼却の例外と言えども、むやみに焼却して良いというわけではありません。周辺の生活している人の立場にたって、生活環境へ十分配慮してください。

お問い合わせは… 町民福祉課 377-5653

肝炎ウイルス検診

朝日町では、肝炎対策の一環として、医療機関での肝炎ウイルス検診を実施します。肝炎とは、何らかの原因で肝臓に炎症が起こり、発熱・黄疸・全身倦怠感などの症状を来す疾患をいいます。肝炎の原因は様々で、ウイルス、アルコール、薬物、自己免疫性などが挙げられます。日本では肝炎ウイルスによる肝炎が80%を占めています。日常生活では、肝炎ウイルスに感染することはほとんどありませんので、毎年繰り返して検査を受ける必要はありませんが、肝炎は自覚症状がないことが多く、感染していても知らずにいる場合がありますので、検査を受けたことがない方は一度検査されることをお勧めします。

- 対象者** ①平成20年度中に40歳を迎える方（S43.4.1生～S44.3.31生）
<個人通知があります>
②41～70歳の方で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方。
<希望者は町民福祉課（377-5652）までお申し込みください>

検診料金 1,000円（生活保護世帯は、無料となります）

実施場所 四日市市内及び三重郡内の医療機関

実施期間 10月1日（水）～11月30日（日）

検査内容 血液検査（発見される病気…B型肝炎、C型肝炎）

※肝炎ウイルス検査は、「現在肝炎ウイルスに感染しているか否か」を判断するために行うスクリーニングを目的としている為、既感染者の肝臓の機能の経過を見るための検査は対象外です。

受診方法 肝炎ウイルス検査問診票（3枚複写）と案内文書を持って、医療機関へ受診してください。

お問い合わせ先 町民福祉課 377-5652

